第六条の二第二項第一号中「十七万千六百五十円」を「十七万二千五百五十円」に改め、同項第二号中「七万五千二百九十円」を「七万七千八百九十円」に改め、同項第三号中「八万五千七百八十円」を「八万六千二百八十円」に改め、同項第四号中「三万七千六百円」を「三万八千九百円」に改める。

別表学校医及び学校歯科医の補償基礎額の項中「六、二四五円」を「六、三四〇円」に、「八、〇〇三円」を「八、〇八五円」に、「九、六〇八円」を「九、六四〇円」に改め、同表学校薬剤師の補償基礎額の項中「五、二六三円」を「五、三四〇円」に、「六、二四〇円」を「六、三一〇円」に、「六、九〇〇円」を「六、九二五円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、別表の改正規定及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の第六条の二第二項の規定は、この政令の施行の日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、なお従前の例による。

3　改正後の別表の規定は、令和四年四月一日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

文部科学大臣　永岡　桂子
内閣総理大臣　岸田　文雄

府令・省令

○内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、財務省、農林水産省、環境省令第二号

所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号）の施行に伴い、並びに産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、産業競争力強化法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
財務大臣　鈴木　俊一
文部科学大臣　永岡　桂子
厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　野村　哲郎
経済産業大臣　西村　康稔
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
環境大臣　西村　明宏

産業競争力強化法施行規則の一部を改正する命令

産業競争力強化法施行規則（平成三十年内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、財務省、農林水産省、環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（事業適応計画の認定の申請） **第十一条の二**　［略］ 2～4　［略］ 5　第一項の認定の申請に係る事業適応計画の実施期間は、五年を超えないものとする。ただし、法第二十一条の二十八に規定する課税の特例に係る情報技術事業適応に関する計画の実施期間は十年を超えないものとし、資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画の実施期間は十年以上とする。	（事業適応計画の認定の申請） **第十一条の二**　［略］ 2～4　［略］ 5　第一項の認定の申請に係る事業適応計画の実施期間は、五年を超えないものとする。ただし、資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画の実施期間は十年以上とする。
（認定事業適応計画の変更に係る認定の申請及び認定等） **第十一条の四**　［略］ 2　［略］ 3　第一項の変更の認定の申請に係る事業適応計画の実施期間は、当該変更の認定の申請前の認定事業適応計画に従って事業適応を実施した期間を含め、五年を超えないものとする。ただし、法第二十一条の二十八に規定する課税の特例に係る情報技術事業適応に関する計画の実施期間は、当該変更の認定の申請前の認定事業適応計画に従って事業適応を実施した期間を含め、十年を超えないものとし、資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画の実施期間は、当該変更の認定の申請前の認定事業適応計画に従って事業適応を実施した期間を含め、十年以上とする。 4～7　［略］	（認定事業適応計画の変更に係る認定の申請及び認定等） **第十一条の四**　［略］ 2　［略］ 3　第一項の変更の認定の申請に係る事業適応計画の実施期間は、当該変更の認定の申請前の認定事業適応計画に従って事業適応を実施した期間を含め、五年を超えないものとする。ただし、資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画の実施期間は、当該変更の認定の申請前の認定事業適応計画に従って事業適応を実施した期間を含め、十年以上とする。 4～7　［略］
第十一条の十八　削除	（成長発展事業適応に係る課税の特例） **第十一条の十八**　法第二十一条の二十八第一項の主務大臣の確認を受けようとする認定事業適応事業者は、第十一条の二第一項の規定による認定申請書の提出又は第十一条の四第一項の規定による変更認定申請書の提出と併せて、様式第十八の十六による確認申請書（次項及び第三項において「確認申請書」という。）を、主務大臣に提出しなければならない。